

別添1 重点に対する各推進主体の推進事項

1 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止 (特に、横断歩道における歩行者保護の徹底)

推進目的

昨年の交通事故死者の総数は17人で、子どもの死亡事故はなかったものの、高齢者の死者数は8人と死者総数に占める高齢者の割合は約半数となった。

鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、高齢者、子ども及び障がい者を交通事故から守るために、高齢者の身体機能の変化に応じた交通安全教育の推進、子どもに対する通学路等、子どもが日常利用する道路での指導・見守り活動の推進、また、障がい者に対するそれぞれの特性に応じた配慮と道路環境に応じた誘導や介助を推進する。

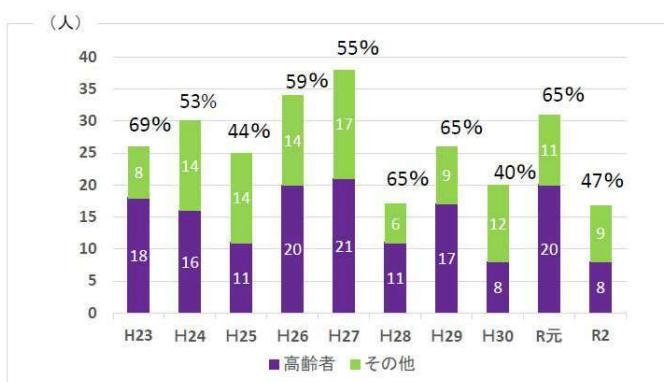
一般運転者に対しては、高齢者（高齢運転者を含む。）、子ども及び障がい者への思いやり運転の実践、横断歩道での歩行者優先、スマートフォンの使用等（ながら運転）の禁止等、交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上を呼びかけ交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
一般運転者	<ul style="list-style-type: none">○高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛ける。○あおり運転の原因になりうる他の車の前に割り込む、並進している車に幅寄せする、頻繁に進路変更をするなどの危険な行為はしない。○あおり運転や交通事故抑止の効果が期待できるドライブレコーダーの導入を検討する。○横断歩道手前では減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、横断歩行者を優先する。○高齢者、子ども及び障がい者に対する思いやり運転と通学路・生活道路等における速度を落とした安全運転を徹底する。○運転中のスマートフォンの使用やカーナビ注視等の「ながら運転」は絶対にしない。
高齢運転者	<ul style="list-style-type: none">○70歳以上の運転者は「高齢者マーク」の表示に努める。○参加・体験・実践型の交通安全講習や運転適性診断を積極的に受けるなど、身体機能の変化（認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努める。○交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる安全運転サポート車や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の導入を検討する。○一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控える。
高齢者 子ども 障がい者	<ul style="list-style-type: none">○参加・体験・実践型の交通安全講習会等に参加し、高齢者自身が身体機能の変化を理解し安全行動を促進する。○道路を横断する際には、横断歩道を利用し、横断中も左右の安全を確認する。また、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はしない。

推進主体	推進事項
県 市 警 町 村 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証の自主返納者への支援（高齢者等に対する公共交通機関の利用助成施策 P28~30 参照）に関する情報提供や、衝突被害軽減及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（通称：サポカーS）や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及促進のための広報啓発活動を推進する。 ○70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進と、高齢者マークを表示している車への「ゆずり合い・思いやり運転」の推進等を周知徹底する。 ○高齢運転者を対象に、安全な運転に必要な知識と技能を再認識させる、参加・体験・実践型の交通安全講習を実施する。 ○「あおり運転」の危険性や悪質性を周知し、あおり運転をしない・させないために周囲を思いやる「思いやり運転」の推進や、運転中のスマートフォン等を使用等しながらの「ながら運転」に対する罰則強化について広報啓発活動を推進する。 ○保育所等が行う園外活動の安全を確保するため、キッズ・ゾーンにおける交通安全対策を推進する。
道路管理者 (国土交通省・県・市町村) 警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○交通危険箇所の把握と合同点検等の実施により、交通事故原因や高齢者、子ども及び障がい者の行動特性等を踏まえた交通環境・安全施設の点検整備等に努める。 ○生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「ゾーン30」の取組を推進する。
家 地 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、子ども及び障がい者が日常的に利用する道路（通学路含む）における安全対策と安全点検を実施する。 ○通学路や街頭での高齢者、子ども及び障がい者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行う。
学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・交通安全ボランティア団体等と連携した通学路の交通安全点検の実施、また、児童・生徒とその保護者に対する交通安全教育と広報啓発を推進する。 ○交通安全指導員やPTA等と協力し、通学路等での交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教育を推進する。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼等を利用して、高齢者、子ども及び障がい者に対する思いやり運転(特に横断歩道付近での歩行者優先)を呼び掛ける。

交通事故死者に占める高齢者の死者数(H23-R2)

子どもと高齢者の交通事故死傷者の推移(H23-R2)



2 自転車の安全利用の推進 (特に、乗車中のヘルメット着用促進)

推進目的

昨年の自転車が関係する交通事故件数は102件(昨年119件)で昨年より減少したもの、死者数は4人(昨年2人)と増加した。

自転車利用時の安全意識の向上を図るため、自転車安全利用5則の更なる周知と交通安全講習や街頭広報・指導を通じて、乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入、自転車利用者の交通ルールの遵守や交通マナーの向上を促進し、自転車の交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none">○自転車は車両であることを認識し、車道は左側を通行し交差点での信号遵守と一時停止等、交通ルールを遵守して安全に利用する。○自転車利用時の飲酒運転・二人乗り等の禁止の徹底と、スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を使用した危険な運転はしない。○自転車乗用中の交通事故による被害を軽減するため、自転車を利用するときはヘルメットを着用する。○自転車利用中の交通事故による損害を賠償するための保険、または共済(自転車損害賠償保険等)への加入に努める。○自転車のブレーキやタイヤのチェックなどの定期的な点検整備を心掛け、TSマークの貼付された安全な自転車を利用する。○夜間は前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身につけ安全な速度で運転する。
県 市町村 警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">○「自転車安全利用5則」の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進する。○自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を強く推進する。○自転車損害賠償保険等への加入の促進を図る。○自転車利用者を対象とした街頭指導、参加・体験・実践型の自転車教室等を通じた交通ルールの周知や自転車の正しい乗り方等の指導を推進する。○自転車は車両であり、信号遵守や一時停止、車道を通行する場合の左側通行等の徹底、また、自転車利用中のスマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を使用した運転に対する罰則と危険性について周知し、安全な利用を促す。
道路管理者 (国土交通省・ 県・市町村)	<ul style="list-style-type: none">○自転車利用者の安全な通行を確保するため、交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進し、自転車通行環境整備の推進を図る。

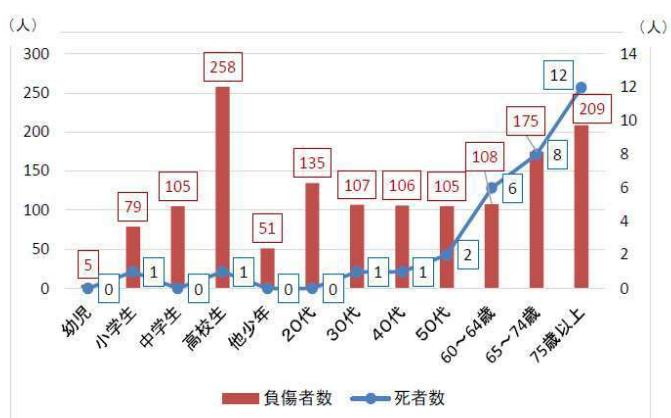
推進主体	推進事項
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○交差点やその周辺において、自転車利用者に対する安全な通行のための街頭指導を実施する。 ○自転車利用者による飲酒運転、信号無視、無灯火運転、二人乗り運転、傘差し運転及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」等、交通ルールの違反者に対する指導取締りを徹底する。
家地庭域	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域の会合等では、自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることなど、自転車事故が招く責任の重大さなどについて話し合い、自転車損害賠償保険等への加入を促進させる。 ○自転車利用時のヘルメット着用と子どもが自転車に乗るときや自転車に乗せるときはヘルメットを着用させる。 ○自転車の危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。 ○自転車の点検整備を推進し、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材用品を着用するなど安全な利用に努める。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車は車両であり、道路を通行するときは原則、車道を通行するなど「自転車安全利用5則」を周知し、重大な交通事故にもつながる、自転車利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」の禁止を指導する。 ○PTAや交通安全指導員等と連携を図り、児童や生徒に対する登下校時の街頭指導や自転車教室等を開催し、自転車の安全利用についての指導を推進する。 ○児童・生徒に対して、自転車の点検整備と乗車用ヘルメットの着用指導、自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。
職場	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用時のヘルメット着用と自転車損害賠償保険等への加入の促進、「自転車安全利用5則」を活用した交通安全教育を行うなど、自転車利用時の交通ルールについて指導し、自転車の安全利用を推進する。

自転車安全利用5則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車交通事故の年齢層別死傷者数(H23~R2)



3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 (特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)

推進目的

昨年の交通事故は、16時から18時の時間帯に最も多く発生しており、その発生件数は118件と一日の中で一番起こりやすい時間帯となっている。

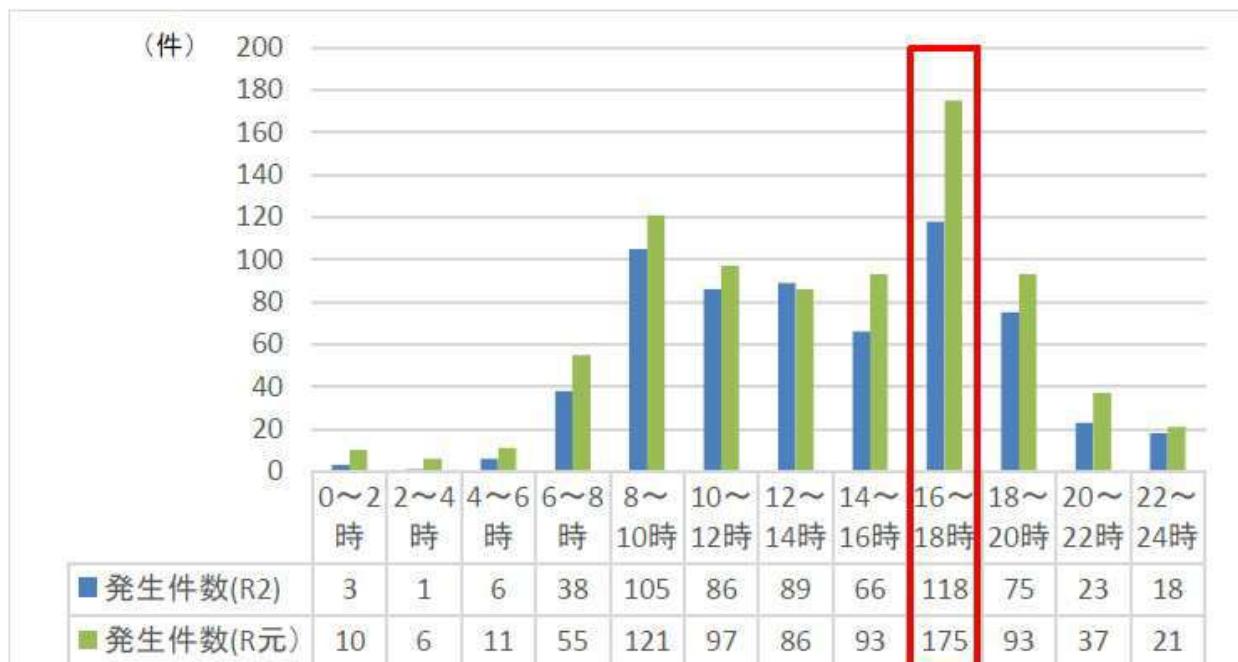
夕暮れから夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発することから、交通安全講習や広報媒体を活用して歩行者等への反射材用品の普及促進を図る。

また、運転者に対しては、夕暮れ時の前照灯の早期点灯と夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)の適切な活用と有効性等を広報啓発し、夕暮れ時から夜間の交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
運転者 (二輪車含む)	<ul style="list-style-type: none">○視認性が低下する夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没30分前には前照灯を点灯する。 (各月の日没時刻→P17 夕暮れ時の早期点灯運動実施要領参照)○夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の切替を積極的に活用し、交通事故防止を図る。○夕暮れ時や夜間は歩行者や自転車が見えにくくなるので、昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努める。
歩行者 自転車利用者	<ul style="list-style-type: none">○夕暮れから夜間は、「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るい色(白・黄色等)の服装を心掛け、反射材用品の着用と懐中電灯を携行するなど、自己の存在を目立たせる。○夕暮れ時から夜間に自転車で外出するときは、前照灯の点灯と反射材用品を着用し、スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を使用した危険な運転はしない。
県 市町村 警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">○夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について、広報啓発を徹底し周知に努める。○反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全講習会等を開催する。○街頭指導や訪問活動等を通じて、高齢歩行者・自転車利用者等に対する反射材の配布活動や交通安全指導を推進する。○夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発している現状を受け、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯を広報啓発し周知に努める。
警察	<ul style="list-style-type: none">○無灯火の車両に対する指導取締りを推進する。○交差点やその周辺において、歩行者や自転車利用者に対して反射材用品の着用や前照灯の点灯について街頭指導を実施する。

推進主体	推進事項
家 地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における各種広報媒体(チラシ・回覧板等)を活用し、夕暮れから夜間にかけて事故が多発していることを周知し、 <ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の早期点灯や夜間走行時の走行用前照灯（ハイビーム）の適切な活用 ・夜間外出時の反射材用品と明るい色の衣服の着用 ・自転車の前照灯の点灯 ○家庭や地域で、夕暮れから夜間の外出時における反射材用品着用の有効性・必要性について話し合い、着用の徹底と習慣化を図る。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒を対象に、反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用効果等を理解させる交通安全教育を推進する。 ○児童・生徒に対し、反射材用品の着用と自転車通学者に前照灯の点灯及び自転車乗車用ヘルメットの着用を指導する。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発傾向にあることを周知し、昼間より速度を落とした安全運転と、前照灯の早期点灯・夜間の走行用前照灯（ハイビーム）、すれ違い用前照灯（ロービーム）の適切な活用について指導を徹底する。 ○夕暮れから夜間における視認性の低下や通勤時間帯の交通事故の実態を周知し、慣れた道路での漫然運転や速度超過の危険性等、また、スマートフォン等を使用等した「ながら運転」の禁止等、交通事故防止について指導する。

時間別交通事故発生状況の比較（令和2年と令和元年）



4 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

推進目的

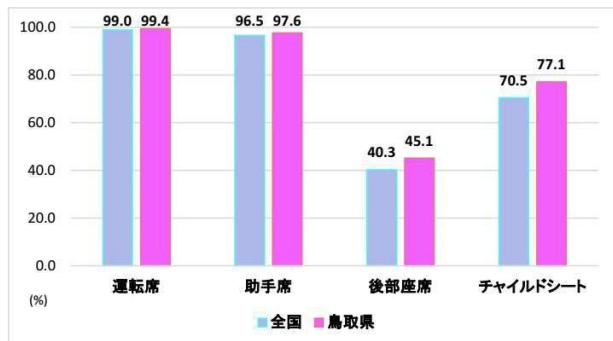
チャイルドシートの着用率は77.1%（令和元年調査）となっているが、後部座席シートベルトの着用率は45.1%（令和2年調査）と低い状況にある。

自動車乗車時のシートベルトとチャイルドシートの着用は、交通事故発生時の被害軽減に高い効果が期待できることから、着用効果及び正しい着用方法、被害軽減効果の周知等について積極的に広報啓発に努め、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の推進を図る。

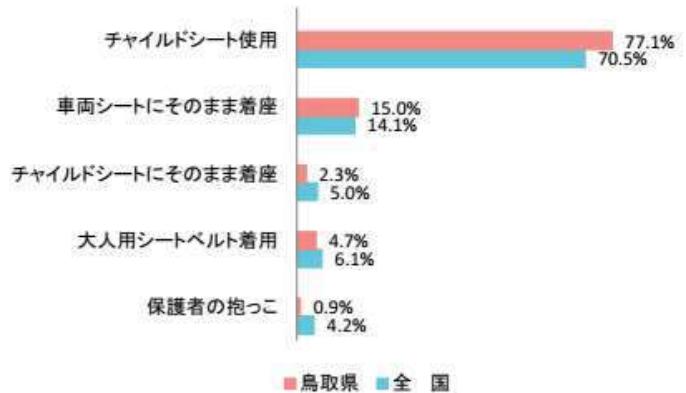
推進主体	推進事項
運転者	<ul style="list-style-type: none">○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの必要性と着用効果を認識し、自ら正しくシートベルトを着用するとともに、全ての同乗者に正しく着用させる。○後部座席同乗者に対して、シートベルトを必ず着用させる。○子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートを正しく取付け、正しい着用を習慣付ける。
同乗者	<ul style="list-style-type: none">○シートベルトの必要性について正しく理解し、乗車時には全ての座席でシートベルトを着用する。
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">○後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの有効性・必要性について広報啓発し、着用意識の高揚を図る。○ビデオ教材やシートベルト着用体験車等を活用した交通安全講習を通じて、シートベルトとチャイルドシート非着用の危険性を認識させ、着用意識の向上を図る。○全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務について広報啓発する。○シートベルトの正しい着用方法（高さや緩みの調節）やチャイルドシートの安全性能に関する情報提供及び正しい取付け方法（本体の確実な取付け・ハーネス（肩ベルト）の締め付けなど）について広報啓発に努める。
警察	<ul style="list-style-type: none">○シートベルトとチャイルドシート非着用者に対する指導取締りを推進する。
家 地 庭 域	<ul style="list-style-type: none">○全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と効果について、地域の広報媒体を活用した啓発と、会合や家庭での話し合いを通じて正しい着用と習慣付けを図る。○自動車で出かける家族に全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用するよう声掛けする。

推進主体	推進事項
家 庭 地 域	○地域における各種広報媒体（回覧板・掲示板等）を活用し、シートベルトとチャイルドシートの必要性と着用効果について啓発に努める。
幼稚園・保育所 学 校	○幼児・児童・生徒に対し、シートベルトとチャイルドシートの必要性と着用効果を理解させ、車に同乗するときは必ず着用するよう指導する。 ○ビデオ教材等を活用した交通安全教室等を開催し、シートベルトとチャイルドシート非着用の危険性を認識させ、着用意識の向上を図る。 ○保護者会等の会合を活用し、保護者が子どもを乗車させる際には、シートベルトやチャイルドシートを着用させるよう呼び掛ける。
職 場	○交通安全研修会等の機会をとらえ、職員・従業員等に対しシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と着用効果について理解させ、職場全体での着用の徹底を図る。
旅 客 業 者	○高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底するよう努める。 ○車内にシートベルト着用を促すステッカーの貼付や、乗車時に着用を呼び掛けるなど、乗客が率先して着用するような啓発活動を展開する。

シートベルト(R2年)チャイルドシート(R元年)の着用率



6歳未満のチャイルドシート乗車状況(R元年)



鳥取県のシートベルトとチャイルドシートの着用率の推移



※令和2年はチャイルドシート着用調査は実施していない



5 飲酒運転の根絶

推進目的

令和2年の飲酒を伴う交通事故総数は前年と同数の67件で、人身事故が12件(前年比+1件)、うち死亡事故は2件2人となっている。また物損事故が55件(前年比△1件)発生している。

飲酒運転が、悲惨な交通事故を引き起こす要因となりうる危険で悪質な行為にもかかわらず、いまだに根絶には至っていないことから、飲酒運転を根絶するため、職場・地域・家庭等において飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転をなくす環境づくりの取組等を推進するとともに、地域や酒類提供業者等と連携したハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転の根絶を図る。

推進主体	推進事項
運転者 (自転車利用者を含む)	<ul style="list-style-type: none">○飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない意識を徹底する。○飲酒を伴う会合等には車を使用せず、公共交通機関を利用する。 やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実践する。○飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止する。○自転車利用者も飲酒運転は絶対にしない。
周辺者 (同乗者) (車両提供者)	<ul style="list-style-type: none">○仲間で自動車により飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践する。○飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、車両を提供しない、また、飲酒運転の車に同乗しない。○飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、飲酒を勧めたり飲ませたりしない。
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">○各種広報媒体等を活用し、飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転の根絶に向けた地域・職場・家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。○関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して街頭活動や飲食店訪問活動等を実施し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。○視聴覚教材(DVD)や飲酒擬似体験ゴーグル等を活用した、飲酒運転根絶に向けた教育の推進を図る。○飲食店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動の普及促進や広報啓発活動を推進する。○飲酒運転の危険性・悪質性・飲酒運転事故の悲惨さなどについて広報啓発するほか、飲酒運転を根絶するための運転者教育を促進する。

推進主体	推進事項
家 地 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域で飲酒運転の危険性・違法性・飲酒事故を起こしたときの責任の重大性等について話し合い、飲酒運転根絶に向けた環境づくりに努める。 ○町内会、地域の行事や各種広報媒体（掲示板や回覧板、有線放送等）を活用し、飲酒運転の危険性や飲酒運転事故の悲惨さなどを啓発し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。 ○飲酒を伴う会合等には車で行かないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境づくりに努める。 ○地域や交通ボランティア等と連携し、街頭活動や飲食店訪問活動等を通じて、運転者への酒類提供の禁止や、ハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼、会議等を利用して、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、飲酒運転防止のための指導を徹底する。 ○自動車運送事業所等では、飲酒運転の悪質性・危険性を理解させる運転者教育の実施、就業前のアルコール検知器の活用等、飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。 ○職場内に飲酒運転根絶の標語やポスターの掲示、また、飲酒を伴う会合等ではハンドルキーパー運動を推進するなど、職場ぐるみで飲酒運転根絶気運を高める。
酒類提供者	<ul style="list-style-type: none"> ○酒類を提供する飲食店は、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。 ○店内に飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努める。

飲酒交通事故発生状況（H28～R2まで）



【推進機関】

鳥取県警察・市町本部会員会・村部会会員会・県交安委員会・県教育委員会・県立学校連合会・県PTA連合会・県高等学校・県長会・県連合会・県農業組合・県漁業組合・日本労働組合・鳥取県建設業協会・自動車安全運転センター・鳥取県事務所・自動車事故対策センター・鳥取経営者協会・鳥取県レンタ力一協会・全国農業協同組合連合会・鳥取県石油商業組合・鳥取県自動車整備商工組合・鳥取県軽自動車協会

鳥取県地域交通安全活動推進委員連絡協議会・鳥取県指定自動車学校協会・鳥取県安全運転運行管理者協議会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県医師会・鳥取赤十字病院・鳥取県字社協・国土交通省鳥取河川国道事務局・国土交通省鳥倉吉河川国道事務局・鳥取労働中国運輸局・鳥取運輸支社・西日本旅客鉄道株式会社・米子支社・鳥取県トラック協会・鳥取県バス協会・鳥取県自動車整備振興協会・鳥取県ハイヤータクシー協同組合・鳥取県自転車軽自動車商協同組合・鳥取自動車検査協会・鳥取県二輪車安全普及協会・鳥取県自動車販売会・鳥取損害保険協会・鳥取県自動車販売店協会・鳥取県生命保険協会・日本自動車連盟・鳥取県中小企業団体中央若桜鉄道株式会社・鳥取県自動車販売整備交通安全協議会・鳥取県高速道路交通安全協議会・鳥取県銀行協会

【協賛団体】

朝日新聞・鳥取総局・山陰放送・山陰中央新報・TSKさんいん・山陰放送・経新聞・中国新聞・鳥取支局・日本経済新聞・鳥取支局

新日本海新聞・鳥取支局・毎日新聞・新日本海放送・新日日新聞・新中海テレビ・新中華有線放送・新日本ケーブルネットワーク・新鳥取県ケーブルテレビ・新テレビ朝日・新DAZB・新ARAZ・新FIM

(順不同)

別添2 推進機関・協賛団体

〔推進機關〕

（協賛団体）

朝日工株山 T B 産中日 S K S 経国本
新日本式陰会中さんさS 経新濟本
聞海工社央んい山新聞
鳥テムF M 中央陰聞
取レ M 新中央陰聞
総支支 放聞
レ山鳥報テ放
支取鳥社

(順不同)

別添3 推進機関・団体が行う事項

推進機関・団体が行う推進事項

推進機関・団体	推進事項
共通推進事項	1 年間、各期の交通安全運動、「交通安全にみんなで参加する日」等における活動の推進 2 職員等に対する交通安全運動の周知 3 職員等に対する交通安全教育の推進 4 その他交通安全活動の推進に関する事項
県	1 各期の交通安全運動等の実施 2 交通事故多発警報の発令及び同警報発令に伴う緊急対策の推進 3 高齢者交通安全対策事業（交通安全講習）の推進 4 交通安全県民大会の開催 5 市町村、各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請 6 交通事故発生状況等交通安全情報の提供 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
市町村	1 住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ 2 各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請・指導 3 「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進 4 交通安全施設、通学路などの点検・整備 5 交通指導員による街頭指導の強化 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
警察	1 高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 歩行中・自転車乗用中の高齢者の事故防止対策 ○ 高齢運転者による事故の防止対策 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施 2 歩行者・自転車に対する交通ルールの浸透のための取組の推進 3 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 4 飲酒運転等の根絶に向けた対策の推進 5 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全協会	1 地域に密着した交通安全啓発活動の推進 2 「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 3 ハンドルキーパー運動の推進 4 交通安全子ども・高齢者自転車大会の開催 5 反射材用品の普及と着用の促進 6 チャイルドシートのレンタル活動の推進 7 その他交通安全教育の推進に関する事項
道路管理者 国土交通省 県 市町村	1 事故ゼロプラン「事故危険区間重点解消作戦」の推進 2 道路パトロールの強化 3 道路情報の提供 4 推進機関・団体との連携による交通安全総点検の実施 5 その他交通安全活動の推進に関する事項
教育委員会 学校 教育関係団体	1 交通安全指針に基づく幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進 2 登下校時の街頭指導と通学路の点検 3 自転車の点検整備、正しい乗り方等の指導の徹底、各種保険制度の普及啓発 4 その他交通安全活動の推進に関する事項
運輸支局 安全運転運行 管理者協議会 県トラック協会 県バス協会	1 事業用自動車総合安全プランの推進 2 不正改造車、整備不良車の排除 3 運行管理の徹底 4 車両の適正な管理及び点検整備、過積載及び過労運転運行の防止 5 運転前飲酒検査などによる悪質・危険な運転の防止 6 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底の推進 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
指定自動車 学校協会	1 教習生及び各種講習の受講生等に対する交通安全教育の推進 2 シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用指導 3 子どもと高齢者に関する交通安全教育の推進 4 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全母の会 ・保護者の会	1 通学路における街頭指導 2 高齢者と子どもの交通事故防止の推進 3 その他交通安全活動の推進に関する事項